

2018年11月12日

東京エムオウユウ事務局

東京MOU、第29回PSC委員会を開催、締結25周年を祝う

東京MOUは、11月5～8日に中国・杭州においてPSC委員会（議長：Mr. Carlos Fanta（チリ））を開催しましたので、その概要について以下のとおりお知らせします。

1. 参加国等

（加盟当局）豪州、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

（準加盟当局）パナマ

（オブザーバー）マカオ（中国）、USCG、黒海MOU、カリブ海MOU、インド洋MOU、パリMOU、リヤドMOU、南米MOU



2. 主な審議事項

（1）東京MOU締結25周年

1993年12月1日に東京においてアジア太平洋地域におけるPSCに関する協力覚書（東京MOU）が締結されてから今年が25年目に当たることから、委員会の冒頭、参加各当局は、これまでの顕著な活動実績を振り返るとともに今後の更なる発展への決意を新たにしました。また、委員会として、発足当初から特に技術協力事業に対し、多大かつ継続的なご支援をいただいている日本財団に対し、深い感謝の意を表明するとともに、笹川陽平日本財団会長の東京MOUに対するご理解とかけがえのない御貢献に改めて参加者一同衷心からの謝意を表明しました。

(2) 燃料油硫黄分規制に関する広報キャンペーン

パリMOUと協調し、2020年1月から施行される燃料油硫黄分規制（MARPOL条約附属書VI第14規則関係）の確実な実施を確保するため、施行1年前の2019年1月1日からPSC検査の際に注意喚起文書を船側に手交する広報キャンペーンを実施することが合意されました。

(3) メキシコの準加盟当局申請等

メキシコから提出された準加盟当局資格申請について審議が行われ、MOUの規定に則り、満場一致で同申請が認められました。メキシコは、今後3年間準加盟当局として実績を積み上げ、MOUの規定に従い適当と認められれば、加盟当局として正式に認められる運びとなります。

また、アブジャMOU（西アフリカMOU）からのオブザーバー資格申請についても審議が行われた結果、満場一致で承認されました。

(4) パナマの準加盟当局資格

第26回PSC委員会（2015年）に準加盟当局として認められたパナマについては、3年間に亘る準加盟当局としての活動がMOUの規定に適合したものであることが認められました。今後、パナマについては、加盟当局申請を受理した上で、調査チームによる現地調査等を行い、その結果、MOUの規定に適合していることが次回PSC委員会にて確認されれば、21番目の加盟当局として認められることとなります。

(5) 第3回パリMOU・東京MOU閣僚会議宣言のフォローアップ

昨年5月にバンクーバーにて開催された標記会議において採択された閣僚宣言で盛り込まれた31の行動計画について、そのフォローアップ状況等に関する審議が行われました。このうち、ばら積み貨物の輸送の安全の確保向上策として、荷送り人等関係者に対する教育プログラムを推進するとともに、ガイドラインを作成することが合意されました。

(6) 集中検査キャンペーン

2017年に実施した航行の安全に関する集中検査キャンペーンの結果が報告され、同キャンペーンの報告書が承認されました。同報告書については近日中に別途リリースの予定です。また、2019年の集中検査キャンペーン（非常システム及びその手順：パリMOUと合同実施）に関する準備についても審議され、質問票案等を仮承認し、今後さらに常設作業部会で審議、承認することが合意されました。さらに2020年には、パリMOU提案の「復原性全般」をテーマに合同で集中検査キャンペーンを行うことが承認されました。

(7) 技術協力プログラム

技術協力プログラムの実施状況について報告が行われ、所期の目的を果たし確実に実施されていることが確認されました。また、技術プログラムに対する支援について日本財団へ改めての謝意が表明されるとともに、技術協力プログラムの運営に関する事務局への協力について、加盟当局に対しても感謝の意が表明されました。

(8) 議長、副議長の選任

今次会合まで3会期に亘り議長、副議長を務めた Mr. Carlos Fanta（チリ）、Mr. Alex Shultz-Altmann（豪州）が規定により今会期末を以て任期を満了するため、新たな議長、副議長の選任が行われ、議長に Mr. Alex Shultz-Altmann（豪州海事安全

庁)、副議長に Mr. Kenneth Crawford (ニュージーランド海事庁) が満場一致で選出されました。

(9) 事務局次長の追認 (エンドース)

2006年から13年にわたり事務局次長 (Deputy Secretary) を務めてきた中崎郁夫氏が退任したため、後任として川井啓裕氏が同ポストに就任することが認められました。中崎前事務局次長の長年にわたる貢献に対し、参加者から多くの感謝の言葉が寄せられました。

3. 次回会合

次回会合 (第30回会合) は、2019年10月14～17日にマジェロ (マーシャル諸島) にて開催の予定です。なお、例年と同様にPSC委員会に先立ち、10月10、11日に技術作業部会 (第13回会合) を開催する予定です。

お問合せ先

(公財) 東京エムオウユウ事務局

03-3433-0621

担当: 久保田、川井

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定

(Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region) の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2018年11月10日現在、以下の20の当局がメンバーとなっている。また、メキシコ及びパナマが準メンバーとなっているほか、6の当局及び9のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（APCIS）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

準メンバー：メキシコ（今次会合にて承認）、パナマ

オブザーバー：北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリMOU、インド洋MOU、黒海MOU、Viña del Mar Agreement、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU（今次会合にて承認）

ポート・ステート・コントロール（P S C）：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住条件に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分（detention）を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり集中的に実施する検査キャンペーン。

東京MOUが実施している研修訓練事業

日本財団の御支援を得て以下の事業を実施。

一般研修：初任や暫く業務から離れていたP S C検査官を対象にした全般的な研修で、日本政府（国土交通省海事局）の全面的なご協力により、毎年日本で実施している。座学（2週間）と訪船実習（2週間）で構成され、P S Cの基礎を習得させることを目的としている。域内途上国を中心に毎年十数が参加するほか、I M Oの資金援助により他のP S C組織（パリMOUを除く。）からも参加している。

専門家派遣研修：経験豊富なP S C検査官を加盟当局に派遣し、現地で座学・訪船実習等の研修を実施する事業。

P S C検査官交流研修：P S C検査官を他の加盟当局の検査に実際に参加させ、自国の実施方法等との相違等について意見交換をさせることにより、P S C検査方法の統一を図ることを目的とした研修。2017年には日本からニュージーランドへ外国船舶監督官を派遣するなど4件の交流研修を実施した。

セミナー：新たに導入された条約等の要件や集中検査キャンペーンのテーマ等最新のP S Cに関する知識を習得させるための研修で年1回実施している。

専門研修：特定のテーマについて専門知識を習得させるための研修で2年に1回実施している。